

進行協議経過表

奈良地方裁判所民事部

期 日		出頭した当事者等	手続の要領等	
裁判官印	書記官印		次回指定期日	
令和7年5月21日 午後4時00分(ウェブ会議)		原告代理人 佐藤真理、同清家康男、同毛利崇、同諸富健、同愛須勝也、同八木和也 被告奈良市代理人 小野夏海、同若林直樹 被告奈良市及び国指定代理人 野口弘雄、同酒井悠至、同前田真一、同奥野彰久、同河野大樹 被告国代理人 馬場拓磨、同川添裕之 (被告ら7名につき、大阪法務局) 被告奈良市及び国指定代理人 岸野友子、同松本旭史 (上記2名につき、奈良地方法務局) (通話者の所在する場所の状況が手続を実施するために適切なものであることを確認した。)	別紙1のとおり	
			<input checked="" type="checkbox"/> 続行 <input type="checkbox"/> 延期 <input type="checkbox"/> 打切 令和7年7月17日 午後1時10分(ウェブ会議)	
令和 年 月 日 午前・後 時 分		<input type="checkbox"/> 前回のとおり	<input type="checkbox"/> 続行 <input type="checkbox"/> 延期 <input type="checkbox"/> 打切 令和 年 月 日 午前・後 時 分	
令和 年 月 日 午前・後 時 分		<input type="checkbox"/> 前回のとおり	<input type="checkbox"/> 続行 <input type="checkbox"/> 延期 <input type="checkbox"/> 打切 令和 年 月 日 午前・後 時 分	
令和 年 月 日 午前・後 時 分		<input type="checkbox"/> 前回のとおり	<input type="checkbox"/> 続行 <input type="checkbox"/> 延期 <input type="checkbox"/> 打切 令和 年 月 日 午前・後 時 分	
指 定 期 日	<input type="checkbox"/> 口頭弁論 <input type="checkbox"/> 準備的口頭弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備手続 <input type="checkbox"/>		裁判官印	
	令和 年 月 日 午前・後 時 分			
上記指定期日につき、即日、当事者双方(代理人)に次の方法にて告知済 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> ウェブ会議 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 普通郵便 <input type="checkbox"/> ファクシミリ 裁判所書記官				

※該当事項の□にレ点又は■を付す。

(別紙 1)

原告

- 1 憲法 9 条に関する主張は令和 7 年 8 月中を目途に提出する。
- 2 学者二名の意見書を書証として提出する予定である。そのうち一名は甲 27 号証の著者である本多滝夫である。もう一名は現在調整中である。

被告国及び奈良市

原告準備書面 6 及び原告が 5 月 30 日までに提出する予定の主張書面に対する反論を記載した準備書面を提出する予定である。

以上

裁判長認印



## 第5回口頭弁論調書

事件の表示 令和6年(ワ)第134号  
期 日 令和7年6月10日午後2時30分  
場所及び公開の有無等 奈良地方裁判所民事部法廷で公開

裁判長裁判官	和田 健
裁判官	酒本 雄一
裁判官	石丸 貴大
裁判所書記官	山口 悠子
出頭した当事者等	原告代理人 佐藤真理 原告代理人 清家康男 原告代理人 大河原壽貴 原告代理人 諸富健 原告代理人 愛須勝也 原告代理人 毛利崇 原告代理人 八木和也 原告代理人 佐藤博文 原告代理人 中谷雄二 被告国指定代理人 馬場拓磨 被告国指定代理人 川添裕之 被告奈良市代理人 若林直樹 被告奈良市代理人 小野夏海

被告国及び奈良市指定代理人 酒井悠至

被告国及び奈良市指定代理人 岸野友子

被告国及び奈良市指定代理人 前田真一

被告国及び奈良市指定代理人 松本旭史

指 定 期 日 令和7年7月17日午後1時10分 進行協議 (既指定)  
令和7年9月22日午後2時30分 口頭弁論  
令和7年11月17日午後2時30分 口頭弁論  
弁 論 の 要 領 等

原告

- 1 第7準備書面の第4の1(3)の2行目から4行目までに「施行規則」とあるのを「施行令」と各訂正の上同書面陳述
- 2 上記書面の「第4 委任命令の主張の位置づけ」は、独立の違法事由として主張するものではない。
- 3 上記書面の第2及び第3は、被告国に対する主張であって被告奈良市に対する主張ではない。
- 4 憲法9条に関する主張は令和7年8月中を目途に提出する。

原告代理人八木

別紙の「第7準備書面第1乃至第3に関する口頭弁論」のとおり意見陳述

原告代理人諸富

別紙の「第7準備書面弁論要旨」のとおり意見陳述

当事者双方

従前の口頭弁論の結果陳述

原告代理人佐藤真理

別紙の「弁論の更新に当って」のとおり意見陳述

原告代理人大河原

別紙の「更新弁論」のとおり意見陳述

原告代理人佐藤博文

別紙の「更新弁論の要旨」のとおり意見陳述

原告代理人毛利

別紙の「2024年12月20日付異議申立書の要旨」のとおり意見陳述

証拠関係別紙のとおり

裁判所書記官 山口悠子

令和6年(ワ)第134号 自衛隊名簿提供違憲訴訟  
原告

被告 奈良市、国

第7準備書面第1乃至第3に関する口頭弁論

2025年6月10日

奈良地方裁判所合議1係 御中

原告訴訟代理人弁護士八木和也



- 1 原告は、第7準備書面第1乃至第3では、奈良市個人情報保護条例8条1項(1)の「法令等に定めがあるとき」の解釈について、被告奈良市が主張するように、法令でなんらかの「資料の提出」を認めてさえいれば、個人情報の提供を認める立法趣旨が明らかではなくとも、また、そこで保護されるべき利益が明確で、提供される範囲が合理的なものでなくとも問題ないのかについて、個人情報保護法制の立法経過に遡りつつ、以下のように反論しました。
- 2 まず、そもそも何ゆえに我が国においては、私たちの個人情報が法律によって保護されているのか、逆に言えば、なぜ行政や民間企業が私たちの個人情報を扱うにあたって様々な制約を受けるのか、それはどのような考え方のもとで出来上がったものなのかが問題とされなければなりません。法律の成り立ちを知ることによって初めて、法律が定めるところの正確な意味を知ることができるからです。
- 3 議論の出発点は1980年のOECD8原則でした。そこでは、個人データの収集時における本人への通知又は同意、収集目的の明確化、目的外利用の禁止、本人同意又は法律によって認められる場合の例外の許容などが定められておりました。つまり、個人情報の収集・利用を目的ごとに限定させ、そこに同意をとらせることによって、あずかり知らないところで自らの個人情報が利用される事態を防ぐとの考え方でした。
- 4 全体主義の国においては、政府が国民を監視下におくために様々な手段で個人情報を吸い上げます。そして政府にとって不都合な国民を探し出し、あらかじめ対処します。戦中は我が国でも隣組を通じて非国民を炙り出していましたし、旧東ドイツでは精緻な密告制度を作り上げて子供が実の親の情報を流すことまでさせていました。個人情報が大量のデータとして蓄積されるようになった昨今では、そのリスクはむしろ高まっています。したがって行政機関であろうが、民間であろうが、個人情報の収集は本人にしっかりとその目的を伝え

たうえで同意をもとに収集させ、その目的を超えては使わせないというルールが必要と考えられたわけです。

- 5 我が国においても、上で述べたOECD 8原則を受けて、まず行政機関が規制の対象となり、1988年12月には旧行政機関個人情報保護法が成立します。ただ、内容は不十分で、民間については自主規制に委ねると言った対応に留まりました。
- 6 ところがEUで、1995年に「欧州会議及び理事会の個人データ保護指令」が出され、EUを超えて個人データを移転するためには、十分な保護措置を移転先の国が講じているかをEUが審査し、不十分とされた国にはデータ移転を認めないとの制度ができました。
- 7 このような状況の中で、日本でも2001年から本格的な官民双方への個人情報保護法制の制定に向けた議論が始まり、2003年5月に個人情報保護法、改正行政個人情報保護法が立て続けに成立しました。これらの法律では、上で述べたOECDの原則に則り、個人情報の収集は原則として本人へ通知すること、個人情報の収集にはできる限り目的を特定して収集すること、収集した個人情報を目的を超えて利用しないこと、例外として本人が同意するか、法令に基づく場合にはできることなどが定められました。
- 8 問題は、なぜこうした法制が目的外の提供について、法令に基づく場合に限定しているのかですが、立法経過から明らかなおお、端的には行政による個人情報の恣意的な利用を封じるためです。民主主義国家を維持するためにどうしてもこれは防がねばなりません。また、個人情報の保護は基本的人権である以上、国民代表で構成された国会が定める法律でのみ制約が許されるのです。これを法の支配と言います。
- 9 この点は、日本政府もまたEUから上で述べた十分性認定を受けるためにそう説明しておりました。そこでは、政府アクセスは法律を完全に尊重しながら実施されなければならないであるとか、個人情報の強制的な収集は、法律の留保の原則によって個別の法律に基づかねばならないであるとか、行政機関も、法令で定める所握事務を遂行するために必要な場合に限り、個人情報は保有することができるとか、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のための保有個人情報を自ら利用又は提供してはならないと定めているなどと説明していました。
- 10 以上の通り、個人情報保護法制とは、法律でもって、行政による恣意的な個人情報の利用提供を封じることができているか否かがとても重要となります。
- 11 そうであるとすれば、行政が収集した個人情報を目的外利用できる「法令に基づく場合」の意味するところとは、法律で個人情報提供の趣旨が明確な

場合でなければなりません。また、保護すべき利益が明確で、提供の範囲も合理的なものでなければなりません。

- 1 2 したがって、法律ですらない政令でもって、「資料の提出」を認めているだけの自衛隊法 9 7 条 1 項では、個人情報提供の趣旨は全く読み込めません。また、保護する利益もわからないために、提供が許容可能な範囲も定まりません。したがって、自衛隊法 9 7 条 1 項は奈良市個人情報保護条例 8 条 1 項 (1) の「法令等に定めがあるとき」の法令には含まれません。
- 1 3 問題は以上の点に留まりません。事態はもっと深刻です。法律に基づかずに名簿が網羅的に提供され続けているが故に、自衛隊奈良地本がなんのために利用しているのか、その実態を知るすべが私たちにはありません。
- 1 4 たとえば個人情報保護法では、目的はできる限り特定しなければならないとされています。しかし、奈良市と自衛隊地本との覚書では、この点は「募集目的」としか定められていません。地本はダイレクトメールの発送にのみに使っているかのように説明しますが、そのような限定などどこにもないのです。現に北海道の自衛隊では、対象者の自宅訪問にこの情報を使っています。
- 1 5 また、個人情報保護法制では自らの情報が誰に、どんな目的で利用されているかを本人が知っていることが重要とされています。が、原告もそうであったように、国民の多くが自衛隊が自らの住所や氏名を収集していることなど知らないのです。これも大問題です。
- 1 6 仮に自衛隊員の募集に個人情報が必要だというのであれば、政府は法案を作って国会で議論し、その可否や範囲を法律でもって定めるべきでした。が、政府は閣議決定だけで勝手に収集利用を始めてしまったのです。これは個人情報保護法制が現に禁じたはずの行政による恣意的な収集・利用に外なりません。こうした法律を無視した人権侵害は許されてはなりません。

以上

令和6年(ワ)第134号 自衛隊名簿提供違憲訴訟

原告

被告 奈良市、国

## 第7準備書面弁論要旨 (委任命令の主張の位置づけ)

2025年6月10日

奈良地方裁判所民事部合議1係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 諸 富

健



### 1 自衛隊法97条1項や自衛隊法施行令120条の解釈指針

本件では、授權法たる自衛隊法97条1項やその委任命令である同法施行規則120条の解釈が問題となっているが、同法施行規則120条が自衛隊法97条1項に抵触していれば違法となるのであり、授權規定の文理のほか、授權規定が下位法令に委任した趣旨、授權法の趣旨・目的及び仕組みとの整合性、委任命令によって制限される権利ないし利益の性質等の判断要素に照らして同法施行規則120条の違法性を判断しなければならない。

つまり、本件において、委任命令の適否は、自衛隊法97条1項や同法施行令120条を解釈するに当たっての指針となるのである。

### 2 個人4情報の提供は法定受託事務の範囲外である

自衛隊法97条1項は「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。」

と定めており、それを受けて定められた同法施行令 114 条ないし 120 条は、地方自治法 2 条 9 項 1 号に規定する第 1 号法定受託事務である。

ここで間違ってはならないのは、法定受託事務は、「国が本来果たすべき役割に係るもの」ではあるが、あくまでも「都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務」であるということである。

実際、本件において問題となっている自衛隊法 97 条 1 項や同法施行令 114 条ないし 120 条は、「自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務」という「国が本来果たすべき役割に係るもの」ではあるが、その主体は都道府県知事や市町村長であることに注意しなければならない。

原告は、自衛隊法施行令 120 条にいう「資料の提出」は、その前に規定されている同法施行令 114 条ないし 119 条にかかる自衛隊員の募集事務の処理の状況に関する資料に限ると主張したが、これは、法定受託事務の範囲内に留める解釈であり、「各大臣（中略）は、その担任する事務に関し、普通地方公共団体に対し、（中略）普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。」と定めた地方自治法 245 条の 4 第 1 項の趣旨とも合致する。

被告国は、「国が、効率的に自衛官等の募集を行うためには、地方公共団体が保有する個人 4 情報の提供を受ける必要があるところ、（中略）自衛隊法 97 条 1 項の趣旨が、効率的な募集事務を行うために住民に関する情報に通じている地方公共団体に自衛官等の募集事務の一部を行わせることとした点にあることに照らせば、同法施行令 120 条の「必要な報告又は資料の提出」には、個人 4 情報に係る報告又は資料の提出も当然に含まれるというべきである。」と主張するが、本件で問題となっている自衛隊法 97 条 1 項や同法施行令 114 条ないし 120 条で定められている「自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務」は都道府県や市町村が行う法定受託事務なのであり、国の事務ではない。国の事務は、法定受託事

務の範囲外なのである。

したがって、国の募集事務のために必要となる個人4情報の提供が、法定受託事務の範囲外であることは明白であり、被告国の自衛隊法施行令120条についての解釈は明らかに誤っている。

自衛隊法97条1項や同法施行令120条を根拠にプライバシー権という重要な基本的人権を侵害することなどは論外であり、そのような解釈は自衛隊法97条1項の授權の限界を超えることについては、原告第5準備書面10頁以下で述べたとおりである。

### 3 関与最小限度の原則からも個人4情報の提供は許されない

1999年7月成立、2000年4月施行の地方分権一括法により、新たな事務区分（自治事務及び法定受託事務）ごとの関与の基本類型が地方自治法に定められ、同法245条の2で関与法定主義、同法245条の3で関与最小限度の原則が定められた。これらは、国と地方自治体の関係を定めた基本的なルールであり、当然法解釈に当たっても、指針とされなければならない。

被告国は、「地方自治法245条の3第1項は、地方公共団体の事務への国の関与を法律又は政令で設ける場合の「基本原則、今後の立法の指針に関する規定であり、同項から直ちに自衛隊法や同法施行令の具体的な規定に関する解釈が導かれるものではない。」などと主張するが、地方分権一括法により設けられた関与の一般原則は、今後の立法のみならず、既に定められている法令の解釈においても則らなければならない基本的ルールであり、それを無視するような被告国の姿勢は到底許されるものではない。

以上

令和6年(ワ)第134号 自衛隊名簿提供違憲訴訟

原告

被告 奈良市、国

2025年6月10日

奈良地方裁判所民事部合議1係 御中

### 弁論更新に当って

— 憲法13条の個人の尊厳・個人の尊重を求めて —

原告代理人

弁護士 佐藤 真 理



1 終戦から80年、日本国憲法施行から78年。

自衛隊創設(1954年7月1日)から71年。

集団的自衛権容認の2014年7月1日閣議決定から11年。

政府が強行採決を繰り返して、2015年9月に安保関連法を成立させ、2016年3月に同法が施行されてから9年。

2022年12月16日、国家安全保障戦略など安保3文書の閣議決定により、敵基地攻撃能力(反撃能力)の保有を決定。

「日本国民は・・・政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」

戦争を放棄し、戦力及び交戦権を否認し(第9条)、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと務めている国際社会において、

名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」(前文)

現在、国民主権、基本的人権の尊重、非戦・非武装の恒久平和主義という憲法3大原則が改変されようとしている節目の時期を迎えている。

## 2 2012年12月第2次安倍政権の復活以降の自公政治(2012年体制)の反憲法的危機的状況

### (1) 主要な原因の一つは民意をゆがめる小選挙区制

#### 2021年総選挙

投票率は55・9%に留まる。これが大問題。

自民党の絶対得票率は26・3%なのに、議席占有率は64・7% 過大議席、死票。

投票率が低く、野党が割れば、自民党は、業界団体や宗教右翼(統一教会や創価学会など)の支援を受けて、25%くらいはいつでも確保できる。

### (2) 公選法の抜本的改正が必要。

自民総裁選ではテレビジャック。公示後はテレビでの討論会が激減。政見放送と議席数に比例して、各党党首の街宣活動を放映のみ。

争点ごとに徹底的なディベートを行う。選挙区毎に、公開討論会、かつてのような立会演説会の復活強化。

戸別訪問、文書規制を廃止し、供託金の減額

### 3 本件裁判の意義

人間の尊厳を謳い、個人の尊重（個人主義）が現憲法と明治憲法の最大の違い。

憲法 13 条の政治が求めている。

「すべて国民は個人として尊重される。」

9 条とともに、戦争を回避するための外交努力を要請している。

「生命自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」

歯止めのない軍事化、日米同盟の強化、防衛費の増大でなく、命や暮らしを守る政治を行う、そして将来世代の幸福を奪わないように、エネルギー、地球環境政策、脱原発、持続可能な世界設計を行うことが国民の願いである。

9 条とともに、13 条があることは、国政は、国防や軍事のためでなく、「一人ひとりの個人として尊重される国民の生命、自由及び幸福追及のためにある、これが、文化国家、平和国家の日本の内実である。このような個人の尊重、文化国家、平和国家を広げていくことが本件訴訟のテーマなのである。

以上

令和6年(ワ)第134号 自衛隊名簿提供違憲訴訟

原告

被告 奈良市、国

更新弁論

2025年6月10日

奈良地方裁判所民事部合議1係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 大河原 壽 貴

本件は、2023年(令和5年)2月に、奈良市が自衛隊奈良地方協力本部に対して、2023年度中に22歳になる者、同じく18歳になる者の個人情報を提供したことについて、それが憲法違反であること、当時の奈良市個人情報保護条例に反する違法な行為であることを問うている裁判です。

原告は、2023年度中に18歳になる者の一人で、当時は未成年でした。そして、奈良市から自衛隊奈良地本に提供された原告の情報は、氏名、住所、生年月日、性別の4情報で、これらはいずれも、当時の奈良市個人情報保護条例において保護されるべき個人情報にあたりとされている情報です。

そもそも、奈良市個人情報保護条例が、4情報を含む個人情報を保護しているのはなぜでしょうか。それは、日本国憲法第13条が個人の尊厳と幸福追求権を定めており、その内実としてプライバシーの権利を保障しているためです。プライバシーの権利は、奈良市をはじめとする行政機関などの公権力や大組織が個人に関する情報を収集したり、保管したり、利用したりすることを統制することが必要とされる観点から、現在では「自己に関する情報をコントロールする権利」として捉えられています。このプライバシー権を具体化するものとして、奈良市でも個人情報保護条例が制定されたのです。

奈良市個人情報保護条例では、本件の4情報のような個人情報を、本人の同意なく第三者に提供することは原則としてできません。例外的に個人情報を第三者に提供できる場合として、「法令等による定めがあるとき」と定められています。それでは、本件は「法令等による定め」によって、原告の個人情報(4情報)を第三者である自衛隊奈良地本に提供できる場合に該当するのでしょうか。

被告らは、本件については自衛隊法97条1項と自衛隊法施行令120条を根拠に本件名簿提供が許されると主張しています。しかしながら、自衛隊法97条1項と施行令120条は「法令等」にはあらず、本件名簿提供は許されません。

施行令120条は、地方公共団体の募集事務について定めた114条ないし119条の後に規定されています。これらは法定受託事務とされており、関与最小限度の原則が適用されます。ですので、施行令120条に基づく資料提出の求めは必要最小限度でなければなりません。そうであれば、施行令120条に基づく都道府県知事または市町村長に対する資料の提出の求めについては、都道府県知事または市町村長における自衛隊員の募集事務の処理の状況について防衛大臣が調査・確認をするために行うものであると解すべきです。このように提出を求める資料が限定される解釈は、技術的な助言及び勧告のため若しくは普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報提供のため必要な資料の提出を求めることができるとする地方自治法の規定と同じ趣旨と解されます。

また、自衛隊法97条1項を見ても、「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務を行う。」と定めているだけで、事務の内容については具体的に定めていません。自衛隊法97条1項による委任命令である施行令120条によってプライバシー権の保護対象となる個人4情報を提供しようとするのであれば、もととなる自衛隊法97条1項にそのことが明確に定められていなければなりません。自衛隊法97条1項にはプライバシー権を制約するような内容は一切ありません。

施行令120条の解釈からしても、自衛隊法97条1項による授權の範囲から見ても、これらが奈良市個人情報保護条例で、例外的に個人情報の第三者提供を可能とする「法令等に定めのあるとき」にはあたりません。本件名簿提供は、違法な個人情報の提供であり、さらには法令に基づかない基本的人権の制約であるため日本国憲法13条に反する憲法違反の行為であることは明らかです。

加えて、本件について詳しく見てみると、提供された4情報のうち、ダイレクトメールの宛名シールに使われた情報は住所と氏名のみです。生年月日や性別の情報は使われていません。募集業務を行うのに不要な情報が提供されています。プライバシー権という基本的人権を制約するにあたり、達成されるべき目的とそのために取られる手段としての人権制約との間には均衡関係が求められます。しかしながら、本件では目的を達成するのに必要のない情報が提供されており、その均衡関係が崩れています。少なくとも、目的達成のために不要な生年月日や性別の情報を提供したことについては憲法違反であり、違法です。

また、本件で原告に送付された募集案内ハガキには「防衛大学校生」や「防衛医科大学校生」の案内が記載され、QRコードを読み込んで表示される応募フォームからは「防衛大学校生」や「防衛医科大学校生」の資料を取り寄せることができます。「防衛大学校生」や「防衛医科大学校生」は自衛隊法97条1項や施行令120条で募集事務の対象とされている「自衛官又は自衛官候補生」には含まれません。このことは国も認めています。そもそも募集事務の対象ではない「防衛大学校生」や「防衛医科大学校生」について、募集案内がなされることについては、法的な根拠は全くありません。また、国と奈良市は覚書を締結していますが、覚書はあくまで自衛官等の募集のために締結されたものであって、目的外使用は禁止されています。「防衛大学校生」や「防衛医科大学校生」の案内を記載した募集案内ハガキを送付した国の行為は明らかに違法です。

以上のとおり、奈良市が自衛隊奈良地本に原告を含む若者らの個人情報を提供した行為や、自衛隊奈良地本がそれを利用して募集案内ハガキを送付した行為は、日本国憲法13条と奈良市個人情報保護条例に反する違憲・違法な行為です。裁判所においては、本件名簿提供と提供された個人情報の利用について、現代における個人情報保護の重要性、憲法上の価値を踏まえて審理を進めていただくことを求めます。

以上

## 更新弁論の要旨

2025年6月10日 第5回弁論

原告代理人 弁護士 佐藤博文

- 1 本訴訟の争点が、憲法13条をめぐるプライバシー権・自己情報コントロール権の内容とその侵害にあることは当然ですが、もう1つの重要な争点があります。

それは、本件の名簿提供は、企業や公的機関で個人情報が漏洩したり目的外利用されたりといった事件・事故の類ではなく、未成年者や保護者の人生観（価値観）、職業観に関わる極めてセンシティブな問題であり、大学・短大進学率が6割に達しており、身体の特長や障害により戦闘員たる自衛官に不適任な者（自衛隊法施行規則27条等）も少なくないのに、一切構わず同年齢者の名簿を全部自衛隊に提供するという、他の公務員募集では絶対できないことを、なぜできるのかということです。

これについて原告は、「準備書面(2)―被告らの認否に対する求める釈明」、「第4準備書面―被告らに対する再度の求釈明」で繰り返し、国と奈良市の答弁を求めてきましたが、法令の形式解釈だけで、内容的に応答することを避け続けています。

原告は提訴時に「自衛隊から勧誘の葉書が届いたことは怖い」とコメントしていますが、「怖い」と思う不気味さの正体は何かという問題です。

弁論更新にあたり、この「もう1つの争点」について、現在までの到達点と今後の主張立証の展望について述べたいと思います。

- 2 本訴訟の論争は、住基法11条1項から始まりましたが、論理的には同法3条1項の「市町村長等の責務」から始める必要があります。同条項は「市町村長は、常に、住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるように努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない」としています。

これは、住基法に基づいて住民の個人情報を管理することは、「住民の福祉の向上を図る」（地方自治法1条の2）という地方自治の本旨（憲法92条）に基づく地方自

治体の最も基本的な事務であり、国の事務でないことを明記したものです。

では、住民情報の管理を国ではなく自治体に委ねた理由は何か。それは、戦前の市町村が、全体主義・軍国主義国家の下部機関とされていたからです。市町村に兵籍係があり、兵籍簿が作られ、これに基づいて召集令状が次々と送られていきました。兵隊だけでなく、市町村が管理する住民名簿は、「国家総動員」で国家が住民を官民間わず徴用する「台帳」の機能も果しました。

これが、日本国憲法により、全体主義・軍国主義を否定し、個人の尊厳、個人主義を最高の価値とされ、その制度的な保障として地方自治が認められたのです。

このように、住基法3条1項の「市町村長等の責務」には、憲法13条（個人の尊厳と個人主義）と9条（戦争放棄と戦力の不保持）、92条（地方自治の確立）が交差し、凝縮されているのです。

3 住基法は1967年に制定されましたが、2006年11月に抜本改正されるまで、住基台帳は原則誰でも閲覧することができ、自衛隊も利用していました。1980年頃には、高校生を対象に「自衛隊員適格者名簿」を作成しているようだ、徴兵制の準備ではないかと大きな社会問題になりました。

徴兵制なんてオーバーな話だと思うかもしれませんが。なるほど隣の韓国の徴兵制は約2年間兵役に就くもので、そのイメージがあるかもしれません。

しかし、本来の徴兵制—conscription とは、兵籍に登録することを意味します。現実の徴兵は、登録＝待機とその後の選抜という2つの過程があり、登録だけでも待機徴兵制という徴兵制の一種なのです（大江志乃夫『徴兵制』岩波新書）。

ところで、本件は18歳ですが、22歳名簿も「自衛官募集のため」と理由づけられています。しかし、22歳の学生に勧誘葉書が来たという話は聞きません。22歳の就労者に勧誘葉書が来た話も聞きませんし、もし来たら職業安定法違反の「引き抜き」行為にあたります。そうすると、自衛隊は22歳名簿を何に使っているのか疑問であり、着々と対象者名簿が積み重ねられている可能性があります。

このような自衛隊の提供名簿の利用実態について、本件名簿提供の違憲性・違法性

判断の前提として、今後主張立証してきたいと考えています。

4 登録=待機を制度化することが、なぜ軍事に欠かせないか。それは、戦争においては兵士をいかに安定的に供給できるかが決定的に重要だからです。自衛隊は陸海空合せて約24万人の自衛官ですが、下士官(准尉・曹)約15万人に対して、その部下となる兵「士」は約5万人です。

ロシア・ウクライナ戦争は、GPS・無人機・誘導弾などを駆使したハイブリッド戦争で兵士の死傷率が飛躍的に上がり、ウクライナは昨年未までの3年弱で4万3000人の兵士が戦死したと公表しました。犠牲になる多くは兵士ですから、自衛隊に当てはめると、兵「士」約5万人の現員数が消失したことになります。

従って、軍事の常識、軍事的合理性で考えるならば、若者の名簿は、1年ごとの勧誘対象の問題などではなく、他の情報とマッチングさせて、必要に応じて選抜できる長期的な体制作りには位置づけてこそ意味があるのです。そして、選抜は、徴用制だけでなく志願制もあり、官民の軍事関連業務への転用もあり得るのです。

5 原告は、自衛隊法97条1項・同施行令120条は、「自衛官及び自衛官候補生」(「自衛官」と言う)の募集であって、防衛大生や防衛医科大生、防衛事務官、防衛技官、陸自高等工科学校生などは対象でないことを、訴状、第2、第3、第4準備書面で繰り返し明らかにし、厳格な解釈適用を求めてきました。

そして、「自衛官」とは、自衛隊法3条が「我が国を防衛することを主たる任務」とし、同法88条で「武力を行使」する者、すなわち、自らの命を賭けて殺す・殺されるという戦闘に従事する(賭命義務を負う)兵士であり、国際法上の「戦闘員」(対義語は「文民」))であることを明らかにし、災害救助が主要任務であるかのように説明したり、警察や消防と同じ公安職だと説明するのは間違いであり、名簿提供を自衛官以外の求人と混交することは目的外使用であり、許されないと主張してきました。

今後とも、名簿提供の目的である「自衛官」と自衛隊の実態、憲法・国際法・法律上の地位、それが住民に周知されていないで名簿提供や除外申請がなされていることの問題について、主張立証を行なっていく予定です。

最後に、原告のお母様の思い受け、与謝野晶子（歌人）の『君死にたもうことなかれ』旅順口包囲軍の中に在る弟を歎きて」を引用します。

「ああおとうとよ 君を泣く／君死にたもうことなかれ／末に生まれし君なれば  
／親のなさはまさりしも／親は刃(やいば)をにぎらせて／人を殺せとおしえ  
しや／人を殺して死ねよとて／二十四までをそだてしや（以下略）。

「人を殺して死ねよとて」という言葉が、兵士の本質である「賭命義務」を表します。当時は国民が国のために命を懸けることが当然の時代であり、戦争や兵隊を非難する思想は国賊であるとされました。それに対し、与謝野晶子は「歌(詩)は歌である、誠の心をうたいたい。誠の心をうたわない歌に、何の値打ちがあるのか」と毅然と反論しました。

裁判官には、重ねて、本件訴訟が、憲法13条（個人の尊厳と人権保障）と9条（戦争放棄と戦力の不保持）、92条（地方自治の確立）が凝縮された事案であることを理解され、闊達な弁論、積極的な訴訟指揮に努め、見識ある判断をされることを求めます。

以上

令和6年(ワ)第134号 自衛隊名簿提供違憲訴訟

原告

被告 奈良市、国

2024年12月20日付け異議申立書の要旨

2025年6月10日

奈良地方裁判所民事部 合議1係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 毛利

崇



第1  
1

被告国と被告奈良市は利害相反の関係にある

被告国と被告奈良市は、独立した法人格である。そして、被告奈良市を含む地方自治体が被告国とは異なった利益を有していることは、憲法第92条が「地方自治の本旨」を明記していることから明らかである。

すなわち、国に従属していた明治憲法下の地方公共団体とは異なり、日本国憲法下の地方公共団体は、団体自治、住民自治の考え方の下、その地域に居住する住民の利益を最大限追及することを任務としている。この任務と被告国との利益が必ずしも一致しないため、憲法は、わざわざ「第8章 地方自治」という章を設け、地方自治体の国からの独立を謳っているのである。

2 また、本件訴訟では、被告国の利益のために、被告奈良市が守るべき原告の個人情報、プライバシーという人権が侵害されてもよいのかということが問われている。国から独立した存在として住民の利益を守るべき地方自治体の個人情報の取り扱い方が問題になっており、地方公共団体の独立性こそが本件訴訟の基礎にあるといえる。

だからこそ、被告奈良市が被告国に対して、本件訴訟に必要な限度で原告の生年月日や住所に関するデータを提供することについて、原告の同意が必要であったし、また、被告奈良市の情報を得るためには、被告奈良市の同意が必要であると被告国代理人も述べていたのである。

3 被告奈良市は、その有する情報のうち被告国が本件訴訟追行に必要とする情報を、原告を含む奈良市民の利益を考慮せずに被告国に開示・提供することはできないのであり、この点において、被告国と被告奈良市は利害相反の関係にあることは明らかである。

第2

7名の指定代理人に対して有効な授権はなされていない

1 地方自治法第96条第1項は、普通地方公共団体の議会が議決すべき事件について定めている。その中で、地方公共団体が不利益を被る可能性のある事項や地方公共団体が義務を負担する事項を議決事件として定めている（第6号、第8号、第9号、第10号など）。

地方公共団体の受ける不利益や負担は、ひいては住民の不利益や負担と

なるため、多様な住民の意見を代表している議会において、その是非を議論することが求められているのである。

2 権限法第7条は、「地方公共団体、独立行政法人その他政令で定める公法人は、その事務に関する訴訟について、法務大臣にその所部の職員でその指定するものに当該訴訟を行わせることを求めることができる。」と定めているが、「(法務大臣) 所部の職員でその指定するものに当該訴訟を行わせること」が地方公共団体の利益に反し、地方公共団体が不利益を被る可能性がある場合には、地方自治法第96条1項各号の趣旨から考えて、権限法第7条に定める手続きをするために議会の議決が必要である。

3 しかし、本件において、奈良市議会が権限法第7条に定める手続きをするために議決をしたという事実はない。

従って、7名の指定代理人に対して有効な授権はなされていないのである。

4 また、同様の理由により、7名の指定代理人の行った無効な訴訟行為(民法第108条第1項類推)に対し、議会の議決無く有効な「許諾」(同項但書)をすることもできない。

### 第3 まとめ

以上から、被告奈良市準備書面(1)記載の7名の指定代理人が、被告奈良市の代理人として有効な訴訟行為を行えないことは明白である。

以 上

甲 号証)

書 証 目 録

(原告 提出分)

(この目録は、各期日の調書と一体となるものである。)

提 出		陳 述			備 考
期 日	標 目 等	期 日	成 立	成立の争いについての主張	
第 1 回 弁 論	証拠説明書 (6. 3. 2 9付け) のとおり	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備			
第 2 回 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備	証拠説明書 (6.10.7付け) のとおり	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備			
第 3 回 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備	証拠説明書 (6.12.9 付け) のとおり	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備			
第 4 回 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備	証拠説明書 (7.3.10 付け) のとおり	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備			
第 5 回 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備	証拠説明書 (7.5.30 付け) のとおり	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備			
第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備		第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備			

(注) 該当する事項の□にレを付する。